

## 議員発議案第5号

### 地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書

消費者相談の複雑化、高度化は著しいところであるが、現場では専任の相談員の減少が進行している。

また、成人年齢引き下げの影響により未成年者取消権を喪失することになったことが、若年者に適切に情報提供されているとは言えない。

このような実態を踏まえ、新成人前後の若年者への消費者教育の充実や業界の自主規制の在り方、法的な保護についても継続して検討していくとともに、現場で支援・相談に当たる地方消費者行政の体制を手厚くする必要がある。

よって、国においては、下記の施策を講ずることを強く要望する。

#### 記

- 1 地方消費者行政に係る交付金の予算を十分に確保するとともに、来年度以降の新規事業も交付金の適用対象に含めること。
- 2 消費者行政において全国的な水準を確保する必要があるものについては、その一定部分を国が恒久的に財政負担する仕組みにすること。
- 3 地方自治体の規模に応じた地方消費者行政に従事する職員並びに消費生活相談員の増員と資質向上に向けた施策を講ずること。また、消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	河 野 太 郎 殿